

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		長期優良住宅建築等計画の認定（認定申請に併せて、建築確認の審査の申出をする場合）
根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令第1条、第2条及び第3条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第1条、第2条、第3条、第4条及び第5条 平成21年2月24日国土交通省告示第209号 新座市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 建築基準法第18条
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令及び関係条項による審査基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和4年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	登録住宅性能評価機関が交付した住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）の添付がある場合の申請については総日数42日 確認書等の添付がない場合の申請については未設定（前例事務処理がないため）
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和4年4月1日最終変更）